

点検要領

点検要領は次のとおりとする。この要領において、法は消防法を、令は消防法施行令を、則は消防法施行規則を、危令は危険物の規則に関する政令を、危規則とは危険物の規制に関する規則を、条例とは火災予防条例を、施行規程とは火災予防条例施行規程をそれぞれいうものとする。

第1 一般的留意事項

- 1 点検に際しては、原則として防火管理者等の関係者の立会いを求めること。
- 2 各点検項目において、点検時の判定が否の状態であっても、点検実施中に改善して判定が適の状態となったものについては、改善内容を点検票の「状況及び措置内容」の欄に記入するとともに判定を適とすることができること。
- 3 点検の際、判定の適否と関係のない事項であっても、火災予防上の問題のある事項については、防火管理者等の関係者で立会いをする者（以下「立会者」という。）にその事項及び改善方法について助言するとともに、その旨を点検票の「備考」の欄に記入すること。
 その他「備考」の欄には、点検を実施した際に気が付いた防火管理上の所見、防火管理維持台帳の編冊状況等について記入すること。
- 4 「備考」又は「状況及び措置内容」の欄に記入できない場合は、その内容を記入した書類を添付すること。
- 5 点検する防火対象物が令第2条及び令第8条を適用されているか必要に応じ確認すること。
- 6 則第4条の2の6第1項第9号の規定に基づき市町村長が定める基準について、市町村規則等により確認すること。

第2 消防計画

1 留意事項

- (1) 点検項目のうち、消防計画に定められた項目を消防計画に定められた内容に照らして点検すること。
- (2) 防火管理維持台帳により消防計画における点検等の状況について確認すること。
- (3) 消防計画の内容が防火対象物の実態に適合していないと認められる場合は、立会者に計画の変更を助言するとともに、その内容を点検票の「状況及び措置内容」の欄に記入すること。
- (4) 「地震防災対策強化地域に所在する防火対象物」の項目については、当該防火対象物が地震防災対策強化地域に所在しない場合には対象外であること。（※当庁管内において、則第3条第4項に規定する大規模地震対策特別措置法は適用されないことから、平成14年消防庁告示第12号第1第15号に規定する基準は、適用されない。）

2 点検方法等

点 検 項 目		点 検 方 法	判 定 方 法
届 出	防火管理者選任（解任） （則第4条の2の6第1項第1号）	1 防火管理者選任（解任）届出書の写しにより確認すること。 2 届け出されている防火管理者が人事異動等により異動していないか、関係のある者からの聴取及び従業員名簿等により確認すること。	1 当該防火対象物の防火管理者として必要な資格を有している者が選任されていること。 2 選任された防火管理者が現に存すること。 3 防火管理者選任（解任）届出書が出されていること。 4 防火管理者を変更した場合に、防火管理者選任（解任）届出書が出されていること。
	消防計画作成（変更） （則第4条の2の6第1項第1号）	消防計画作成（変更）届出書の写しにより確認すること。	1 消防計画が作成されていること。 2 消防計画作成（変更）届出書が出されていること。 3 消防計画に定められた事項を変更した場合に、消防計画作成（変更）届出書が出されていること。

点 検 項 目		点 検 方 法	判 定 方 法
届 出	自衛消防組織の設置 (則第 4 条の 2 の 6 第 1 項第 1 号の 2)	自衛消防組織の設置状況を、自衛消防組織設置(変更)届出書の写しにより確認すること。	1 自衛消防組織が設置されていること。 2 自衛消防組織設置(変更)届出書が出されていること。 3 自衛消防組織を変更した場合に、自衛消防組織設置(変更)届出書が出されていること。 4 自衛消防組織設置(変更)届出書に記載された統括管理者が現に存すること。 5 統括管理者が必要な資格を有していること。 6 自衛消防組織設置(変更)届出書に記載された資機材が現に存すること。
	自衛消防の組織 (則第 4 条の 2 の 6 第 1 項第 2 号、平成 14 年消防庁告示第 12 号第 1 第 1 号)	1 消防計画に定められた自衛消防の組織に係る事項について確認すること。 2 自衛消防の組織の編成員(自衛消防の組織を編成する者をいう。以下同じ。)が防火対象物に勤務し、又は居住していることを確認すること。 3 自衛消防の組織の編成員の聴取により、任務分担等の把握の状況について確認すること。 4 消防計画に定められた自衛消防の組織に係る事項が、防火対象物の実態に適合していることを確認すること。	1 自衛消防の組織の任務分担及び指揮命令系統が、編成員に把握されていること。 2 自衛消防の組織の編成員が現に存すること。
消 防 計 画	火災予防上の自主検査 (則第 4 条の 2 の 6 第 1 項第 2 号、平成 14 年消防庁告示第 12 号第 1 第 2 号)	1 消防計画に定められた火災予防上の自主検査に係る事項について確認すること。 2 防火管理維持台帳及び関係のある者の聴取により、火災予防上の自主検査に関する実施の状況について確認すること。 3 自主検査の箇所の状態について目視により確認すること。 4 消防計画に定められた火災予防上の自主検査に係る事項が、防火対象物の実態に適合しているか確認すること。	消防計画に定められたところにより、自主検査の実施項目に係る検査が実施されており、その結果、不備があった場合に必要な措置が実施されていること。
	消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び整備 (則第 4 条の 2 の 6 第 1 項第 2 号、平成 14 年消防庁告示第 12 号第 1 第 3 号)	1 消防計画に定められた消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び整備に係る事項について確認すること。 2 防火管理維持台帳及び関係のある者の聴取により、消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び整備に関する実施の状況について確認すること。 3 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び整備の箇所の状態について目視により確認すること。 4 消防計画に定められた消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び整備に係る事項が、防火対象物の実態に適合しているか確認すること。なお、法第 17 条の 3 の 3 の規定に基づく点検及び報告の対象となる事項を除く。	消防計画に定められたところにより、消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検項目に係る点検が実施されており、その点検の結果、不備があった場合に、必要な整備等が実施されていること。 なお、法第 17 条の 3 の 3 の規定による点検及び報告の対象となる事項を除く。

点 検 項 目	点 検 方 法	判 定 方 法
避難施設の維持管理及びその案内 （則第4条の2の6第1項第2号、平成14年消防庁告示第12号第1第4号）	1 消防計画に定められた避難施設の維持管理及びその案内に係る事項について確認すること。 2 防火管理維持台帳及び関係のある者の聴取により、避難施設の維持管理に関する実施の状況について確認すること。 3 避難経路の案内が掲示されている場合は、当該掲示板について確認すること。 4 避難施設の管理の状態を目視により確認すること。 5 消防計画に定められた避難施設の維持管理及びその案内に係る事項が、防火対象物の実態に適合しているか確認すること。	1 消防計画に定められたところにより、避難施設の維持管理が実施されていること。 2 消防計画に定められた案内に関する事項が、関係のある者に把握されていること。
防火上の構造の維持管理 （則第4条の2の6第1項第2号、平成14年消防庁告示第12号第1第5号）	1 消防計画に定められた防火上の構造の維持管理に係る事項について確認すること。 2 防火管理維持台帳及び関係のある者の聴取により、防火上の構造の維持管理に関する実施の状況について確認すること。 3 防火上の構造の維持管理の状態について目視により確認すること。 4 消防計画に定められた防火上の構造の維持管理に係る事項が、防火対象物の実態に適合しているか確認すること。	消防計画に定められたところにより、防火上の構造に係る維持管理が実施されていること。
収容人員の適正化 （則第4条の2の6第1項第2号、平成14年消防庁告示第12号第1第6号）	1 消防計画に定められた定員の遵守その他収容人員の適正化に係る事項について確認すること。 2 防火管理維持台帳及び関係のある者の聴取により、定員の遵守その他収容人員の適正化に関する実施の状況について確認すること。 3 消防計画に定められた定員の遵守その他収容人員の適正化に係る事項が、防火対象物の実態に適合しているか確認すること。	消防計画に定められたところにより、定員その他収容人員が適正に管理されていること。
防火管理上必要な教育 （則第4条の2の6第1項第2号、平成14年消防庁告示第12号第1第7号）	1 消防計画に定められた防火管理上必要な教育に係る事項について確認すること。 2 防火管理維持台帳及び関係のある者の聴取により、防火管理上必要な教育の実施状況について確認すること。 3 関係のある者の聴取により、教育内容の把握の状況について確認すること。 4 消防計画に定められた防火管理上必要な教育に係る事項が、防火対象物の実態に適合しているか確認すること。	消防計画に定められたところにより、教育が実施されていること。

	点 検 項 目	点 検 方 法	判 定 方 法
消防計画	消火、通報及び避難の訓練その他必要な訓練 （則第4条の2の6第1項第2号、平成14年消防庁告示第12号第1第8号）	1 消防計画に定められた消火、通報及び避難の訓練その他必要な訓練に係る事項について確認すること。 2 防火管理維持台帳及び関係のある者の聴取により、消火、通報及び避難の訓練その他必要な訓練の実施の状況について確認すること。 3 消防計画に定められた消火、通報及び避難の訓練その他必要な訓練に係る事項が、防火対象物の実態に適合しているか確認すること。 4 令別表第1(4)項のうち延べ面積1000㎡以上のもの又は3階以上の階で収容人員の合計が30人以上のもの（(16)項イにある該当部分を含む。）、令別表第1(5)項イのうち階数が3以上で、法第8条の適用があるもの（(16)項イにある該当部分を含む。）、令別表第1(6)項イのうち病院及び(6)項ロのうち規則第13条第2項で定めるもので、法第8条に定める防火管理者の選任を要する施設（(16)項イにある該当部分を含む。）、高層建築物（高さ31mを超える建築物）で構成用途が主に事務所及び飲食店舗である複合用途防火対象物であって、それぞれ「物品販売店舗等における防火管理体制指導マニュアル」（平成2年6月4日消防予第63号予防課長通知）、「旅館・ホテル等における夜間の防火管理体制指導マニュアル」（昭和62年8月1日消防予第131号予防課長通知）、「社会福祉施設及び病院における夜間の防火管理体制指導マニュアル」（平成元年3月31日消防予第36号予防課長通知）、「高層複合用途防火対象物における防火管理体制指導マニュアル」（平成3年5月14日消防予第98号予防課長通知）に基づく訓練を実施している場合は、その結果を確認するとともに、点検票の「状況及び措置内容」の欄に記入すること。	消防計画に定められたところにより、消火、通報及び避難の訓練その他必要な訓練が実施されていること。
	消火活動、通報連絡及び避難誘導 （則第4条の2の6第1項第2号、平成14年消防庁告示第12号第1第9号）	1 消防計画に定められた消火活動、通報連絡及び避難誘導に係る計画について確認すること。 2 各担当者の聴取により、計画に定められた任務分担の把握の状況について確認すること。 3 消防計画に定められた消火活動、通報連絡及び避難誘導に係る計画が、防火対象物の実態に適合しているか確認すること。	消防計画に定められた消火活動、通報連絡及び避難誘導に係る計画における任務分担が、各担当者に把握されていること。

	点 検 項 目	点 検 方 法	判 定 方 法
消防計画	消防機関との連絡 (則第4条の2の6第1項第2号、平成14年消防庁告示第12号第1第10号)	1 消防計画に定められた消防機関との連絡に係る事項について確認すること。 2 関係のある者の聴取により、消防機関との連絡の把握の状況について確認すること。 3 消防計画に定められた消防機関との連絡に係る事項が、防火対象物の実態に適合しているか確認すること。	消防計画に定められたところにより、消防機関との連絡がされており、かつ、連絡を行うことが、各担当者に把握されていること。
	工事中の火気使用又は取扱いの監督 (則第4条の2の6第1項第2号、平成14年消防庁告示第12号第1第11号)	1 消防計画に定められた工事中の立会いその他火気使用又は取扱いの監督に係る事項について確認すること。 2 防火管理維持台帳及び関係のある者の聴取により、工事中の立会いその他火気使用又は取扱いの監督に関する実施の状況について確認すること。 3 工事中の消防計画を作成した場合にあっては、「工事中の防火対象物に関する消防計画について」(昭和52年消防予第204号予防救急課長通知)に基づき、おおむね次に掲げる内容が定められていることを確認すること。 なお、作成した工事中の消防計画を消防機関に提出した場合を除く。 (1) 工事中使用する引火性爆発性物品の管理に関する事項 (2) 溶接器具、バーナーその他の火気使用設備器具の使用の際の管理に関する事項 (3) 喫煙その他火気の管理に関する事項 (4) 火災発生時において当該建物内で作業中の者全員に対する連絡・避難に関する事項 (5) 消防機関への通報に関する事項 (6) 避難施設等及び消防用設備等又は特殊消防用設備等ごとの工事期間に関する事項 (7) 機能の確保に支障を生ずる避難施設等及び消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類、箇所及び代替措置の概要に関する事項 (8) 持ち込む資材及び機械器具の種類、量、堆積方法及び持ち込む期間、管理方法に関する事項 (9) 工事に係る部分の工事完了後の状況に関する事項 (10) その他防火上又は避難上の措置に関する事項	工事中の場合は、消防計画に定められたところにより、工事中の立会いその他火気使用又は取扱いの監督が実施されていること。

点 検 項 目		点 検 方 法	判 定 方 法
消防計画 自衛消防組織	防火管理に関し必要な事項 (則第4条の2の6第1項第2号、平成14年消防庁告示第12号第1第12号)	1 防火管理に関し必要な事項として消防計画に定められている場合、当該定められた事項について確認すること。 2 関係のある者の聴取により、防火管理に関し必要な事項として定められた事項の実施の状況について確認すること。 3 消防計画に定められた防火管理に関し必要な事項が防火対象物の実態に適合しているか確認すること。	消防計画に定められた事項が実施されていること。
	活動要領 (則第4条の2の6第1項第2号、平成14年消防庁告示第12号第1第12号の2)	1 消防計画に定められた消防機関への通報、消火、避難誘導その他火災の被害の軽減のために必要な業務として自衛消防組織が行う業務に係る活動要領に係る事項について確認すること。 2 自衛消防組織の要員の聴取により消防計画に定められた消防機関への通報、消火、避難誘導その他火災の被害の軽減のために必要な業務として自衛消防組織が行う業務に係る活動要領の把握状況について確認すること。 3 消防計画に定められた消防機関への通報、消火、避難誘導その他火災の被害の軽減のために必要な業務として自衛消防組織が行う業務に係る活動要領が、防火対象物の実態に、適合しているか確認すること。	消防計画に定められた消防機関への通報、消火、避難誘導その他火災の被害の軽減のために必要な業務として行う自衛消防組織が行う業務に係る活動要領に係る事項が自衛消防組織の要員に把握されていること。
	要員の教育及び訓練 (則第4条の2の6第1項第2号、平成14年消防庁告示第12号第1第12号の2)	1 消防計画に定められた自衛消防組織の要員の教育及び訓練に係る事項について確認すること。 2 防火管理維持台帳及び関係のある者の聴取により自衛消防組織の要員の教育及び訓練の状況について確認すること。 3 消防計画に定められた自衛消防組織の要員の教育及び訓練に係る事項が、防火対象物の実態に、適合しているか確認すること。	1 消防計画に定められたところにより、自衛消防組織の要員の教育及び訓練が実施されていること。 2 統括管理者の直近下位の内部組織の班長が、自衛消防業務に関する講習の修了等必要な教育を受けていること。
	業務に関し必要な事項 (則第4条の2の6第1項第2号、平成14年消防庁告示第12号第1第12号の2)	1 自衛消防組織の業務に関し必要な事項として消防計画に定められた事項について確認すること。 2 関係のある者の聴取により、自衛消防組織の業務に関し必要な事項として定められた事項の実施の状況について確認すること。 3 消防計画に定められた自衛消防組織の業務に関し必要な事項が、防火対象物の実態に適合しているか確認すること。	消防計画に定められた自衛消防組織の業務に関し必要な事項が実施されていること。

点 検 項 目		点 検 方 法	判 定 方 法	
消防計画	共同自衛消防組織	協議会の設置及び運営 (則第 4 条の 2 の 6 第 1 項第 2 号、平成 14 年消防庁告示第 12 号 第 1 第 12 号の 3)	1 消防計画に定められた共同して設置した自衛消防組織に関する協議会の設置及び運営に係る事項について確認すること。 2 関係のある者の聴取により、協議会の設置及び運営の状況について確認すること。	消防計画に定められた共同して設置した自衛消防組織における協議会の設置及び運営に係る事項が実施されていること。
		統括管理者の選任 (則第 4 条の 2 の 6 第 1 項第 2 号、平成 14 年消防庁告示第 12 号 第 1 第 12 号の 3)	1 消防計画に定められた共同して設置した自衛消防組織の統括管理者の選任に係る事項について確認すること。 2 防火管理維持台帳及び統括管理者の聴取により、統括管理者の選任状況について確認すること。	共同して設置した自衛消防組織における統括管理者が消防計画に定められた共同して設置した自衛消防組織の統括管理者の選任に係る事項に基づき選任されていること。
		業務を行う範囲 (則第 4 条の 2 の 6 第 1 項第 2 号、平成 14 年消防庁告示第 12 号 第 1 第 12 号の 3)	1 消防計画に定められた共同して設置した自衛消防組織における業務を行う範囲に係る事項について確認すること。 2 管理権原者・統括管理者の聴取により共同して設置した自衛消防組織における業務を行う範囲の把握の状況について確認すること。 3 消防計画に定められた共同して設置した自衛消防組織において業務を行う範囲が実態に適合しているか確認すること。	共同して設置した自衛消防組織において業務を行う防火対象物の範囲が消防計画に定められ、管理権原者及び統括管理者に把握されていること。
		運営に関し必要な事項 (則第 4 条の 2 の 6 第 1 項第 2 号、平成 14 年消防庁告示第 12 号 第 1 第 12 号の 3)	1 共同して設置した自衛消防組織の運営に関し必要な事項が消防計画に定められている場合には、当該定められている事項について確認すること。 2 防火管理者及び統括管理者の聴取により、共同して設置した自衛消防組織の運営に関し必要な事項の実施状況について確認すること。	消防計画に定められた共同して設置した自衛消防組織の運営に関し必要な事項が実施されていること。

点 検 項 目		点 検 方 法	判 定 方 法
消防計画	防火管理業務の一部委託 (則第4条の2の6第1項第2号、平成14年消防庁告示第12号第1第13号)	1 消防計画に定められた防火管理上必要な業務(法第17条の3の3の消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検を除く。)の一部委託に係る事項について確認すること。 2 防火管理上必要な業務の受託者の氏名、住所、任務分担、指揮命令系統等について確認すること。 3 関係のある者の聴取により、防火管理上必要な業務の受託者の防火管理上必要な業務の範囲及び方法の把握の状況について確認すること。 4 防火管理業務に従事している者の聴取により、「消防法施行規則の一部を改正する省令の施行について」(昭和58年12月2日消防予第227号消防庁次長通知)に基づき、当該従事者の属する法人等(防火管理業務の一部を受託する法人等)が教育担当者講習を終了した者等のうちから、教育担当者を定め防火管理業務に従事する従業員に防火管理に関する教育を組織的、計画的に行っているか確認すること。	1 消防計画に定められた防火管理上必要な業務の一部の受託者の氏名及び住所(法人の場合、名称及び主たる事務所の所在地)並びにその業務の範囲及び方法が実態に適合していること。 2 防火管理上必要な業務の一部の受託者が、自衛消防の組織に組み込まれている場合は、自衛消防の組織における任務分担、指揮命令系統が、当該受託者に把握されていること。
	権原の範囲 (則第4条の2の6第1項第2号、平成14年消防庁告示第12号第1第14号)	1 消防計画に定められた防火対象物の管理権原の範囲に係る事項について確認すること。(管理について権原の分かれているものに限る。) 2 管理権原者又は防火管理者の聴取により、当該管理権原の範囲について確認すること。	1 消防計画に定められた防火対象物の管理権原の範囲が実態に適合していること。(管理について権原の分かれているものに限る。) 2 防火対象物の管理権原の範囲が管理権原者又は防火管理者に把握されていること。
	防火管理者 消火訓練及び避難訓練の実施回数 (則第4条の2の6第1項第2号、平成14年消防庁告示第12号第1第16号)	防火管理維持台帳及び防火管理者その他の関係のある者の聴取により、消火及び避難の訓練の実施の状況について確認すること。	特定防火対象物の防火管理者が消防計画に基づき、消火及び避難の訓練を年2回以上実施していること。
	消火訓練及び避難訓練を実施する場合の消防機関への通報 (則第4条の2の6第1項第2号、平成14年消防庁告示第12号第1第16号)	防火管理維持台帳及び防火管理者その他の関係のある者の聴取により、消火及び避難の訓練を実施する場合、事前に消防機関に通報を行っていることを確認すること。	特定防火対象物の防火管理者は、少なくとも年2回の消火又は避難の訓練を実施する場合に、事前に消防機関に通報されていること。

第3 統括防火管理者等

1 一般的留意事項

- (1) 統括防火管理者選任（解任）届出及び全体についての消防計画作成（変更）届出に定められた内容に照らして点検すること。
- (2) 統括防火管理者選任（解任）届出及び全体についての消防計画（変更）届出の内容が防火対象物の実態に適合していないと認められる場合は、立会者に計画の変更について助言するとともにその内容を「状況及び措置内容」の欄に記入すること。
- (3) 全体についての消防計画作成（変更）届出に定められた事項の実施の状況について「状況及び措置内容」の欄に記入すること。

2 点検方法等

点 検 項 目	点 検 方 法	判 定 方 法
作成 (則第4条の2の6第1項第3号、平成14年消防庁告示第12号第2)	全体についての消防計画作成（変更）届出書の写しにより確認すること。	1 次に掲げる事項について、全体についての消防計画を作成していること。 (1) 防火対象物の管理について権原を有する者の当該権原の範囲に関すること。 (2) 防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務の一部が当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者（当該防火対象物の部分の関係者及び関係者に雇用されているものを含む。）以外の者に委託されている防火対象物にあっては、当該防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務の受託者の氏名及び住所並びに当該受託者の行う防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務の範囲及び方法に関すること。 (3) 防火対象物の全体についての消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練その他防火対象物の全体についての防火管理上必要な訓練の定期的な実施に関すること。 (4) 廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画その他の避難施設の維持管理及びその案内に関すること。 (5) 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。 (6) 火災の際の消防隊に対する当該防火対象物の構造その他必要な情報の提供及び消防隊の誘導に関すること。 (7) (1)から(6)までに掲げるもののほか防火対象物の全体についての防火管理に関し必要な事項 2 防火対象物の全体についての消防計画に定められた事項に変更が生じた場合に、防火対象物の全体についての消防計画を変更していること。

全体についての消防計画

点 検 項 目		点 検 方 法	判 定 方 法
届出	統括防火管理者選任（解任）	1 統括防火管理者選任（解任）届出書の写しにより確認すること。 2 届け出されている統括防火管理者が人事異動等により異動していないか、関係のある者からの聴取及び従業員名簿等により確認すること。	1 当該防火対象物の統括防火管理者として必要な資格を有している者が選任されていること。 2 選任された統括防火管理者が現に存すること。 3 統括防火管理者選任（解任）届出書が出されていること。 4 統括防火管理者を変更した場合に、統括防火管理者選任（解任）届出書が出されていること。
	全体についての消防計画作成（変更）	全体についての消防計画作成（変更）の届出書の写しにより確認すること。	1 全体についての消防計画が作成されていること。 2 全体についての消防計画作成（変更）届出書が出されていること。 3 全体についての消防計画に定められた事項を変更した場合に、全体についての消防計画作成（変更）届出書が出されていること。

第4 防災物品等

点検方法等

点 検 項 目	点 検 方 法	判 定 方 法
避難上必要な施設及び防火戸の管理 (則第4条の2の6第1項第4号)	1 廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設及び防火戸の管理の状態を目視により確認すること。 2 防火管理維持台帳及び関係のある者の聴取により、廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設及び防火戸の管理の実施の状況について確認すること。	1 廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設において、避難の支障となる物件が放置され、又はみだりに存置されないよう管理されていること。 2 防火戸についてその閉鎖の支障となる物件が放置され、又はみだりに存置されないよう管理されていること。
防災物品の表示 (則第4条の2の6第1項第5号)	1 防災対象物品に防災性能を有する旨の表示が付されていることを確認すること。 2 防災性能を有する旨の表示が規則別表第1の2の2に定めるもの、指定表示又は規則第4条の4第9項に定める表示であることを確認すること。	防災対象物品に防災性能を示す防災表示、指定表示又は規則第4条の4第9項の表示が付されていること。
圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの届出 (則第4条の2の6第1項第6号)	1 危令第1条の10第1項に定める物質が、同項に定める量以上を貯蔵又は取り扱われているか確認すること。 なお、船舶、自動車、航空機、鉄道又は軌道により貯蔵し、又は取り扱う場合その他同条第2項に定める場合はこの限りでない。 2 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始（廃止）届出書の写しにより確認すること。 3 届出書に添付されている見取り図と、貯蔵又は取り扱われている状態に変更がないか確認するとともに、変更のある場合にあっては、その旨を点検票の「状況又は措置内容」の欄に記入すること。	1 危令第1条の10第1項に定める物質について、同項に定める量以上を貯蔵又は取り扱う場合は、圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始（廃止）届出書が出されていること。 2 危令第1条の10第1項に定める物質について、同項に定める量以上の貯蔵又は取扱いを廃止する場合は、圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始（廃止）届出書が出されていること。

第5 消防用設備等又は特殊消防用設備等

1 留意事項

- (1) 防火対象物又はその部分の用途、規模等により、必要な消防用設備等が設置され、又は法第 17 条第 3 項が適用されている防火対象物は、特殊消防用設備等が設置されていることを確認すること。
- (2) 消防用設備等の設置基準に関する政令若しくはこれに基づく命令の適用の際、現に存する防火対象物における消防用設備等又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物に係る消防用設備等がこれらの規定に適合しないとき又は防火対象物の用途が変更されたことにより、当該用途が変更された後の当該防火対象物における消防用設備等が消防用設備等の設置基準に関する政令若しくはこれに基づく命令に適合しないこととなるときは、適用される消防用設備等の設置基準の基準時及びその後の増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの範囲について確認すること。（法第 17 条の 2 の 5 第 1 項、法第 17 条の 3 第 1 項）
- (3) 各消防用設備等を設置する際の防火対象物の用途、構造、規模、収容人員等に変更があるか、消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（法第 17 条の 3 の 2 の規定に基づく消防長等の検査を要しない防火対象物については除く。）により確認すること。
- (4) 法第 17 条の 3 の 3 に規定する消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検報告に係る点検項目は除くこと。
- (5) 防火対象物が令第 8 条に規定する開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているとして、それぞれ別の防火対象物とみなし、消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置基準が適用されたものにあつては、当該区画が適切であるかを確認し、当該区画が適切でない場合にあっては、当該区画が無いものとして消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置基準を適用した結果を、各点検項目ごとに「状況及び措置内容」の欄に記入し、適合していないものについては、「不備内容」の欄に記入すること。
- (6) 令第 32 条の規定が適用されている消防用設備等については、消防長又は消防署長に認められていることを確認すること。
- (7) 無窓階に相当しないとして消防用設備等の設置基準を適用した場合にあっては、避難上又は消火活動上有効な開口部の大きさ等について確認すること。

2 点検方法等

点 検 項 目		点 検 方 法	判 定 方 法
消防用設備等	消火器・簡易消火用具 (則第 4 条の 2 の 6 第 1 項第 7 号、平成 14 年消防庁告示第 12 号第 3 第 1 号)	1 消防法令の設置に係る基準に従って設置されていることを、消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書の写しにより確認すること。	1 防火対象物又はその部分の用途、構造、規模に応じ、必要な能力単位を有する消火器又は簡易消火用具が設置されていること。
		2 他の消防用設備等を設置することにより、設置個数が減少されているものについては、当該消防用設備等及び能力単位について確認すること。	2 他の消防用設備等を設置することにより、設置個数を減少したものについては、当該消防用設備等が存すること。
		3 目視により防火対象物又はその部分に消火器の設置の有無を確認すること。	

点 検 項 目	点 検 方 法	判 定 方 法
屋内消火栓設備 （則第 4 条の 2 の 6 第 1 項第 7 号、平成 14 年消防庁告示第 12 号第 3 第 2 号、23 号及び 24 号）	1 消防法令の設置に係る基準に従って設置されていることを、消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書の写しにより確認すること。 2 防火対象物の構造等によりその部分の延べ面積又は床面積の数値について、3 倍又は 2 倍等の数値が適用されているもの又は他の消防用設備等の設置により、設置しないこととしたものについては、その構造等の変更の有無又は当該消防用設備等の設置について確認すること。 3 目視により防火対象物又はその部分に屋内消火栓設備の設置の有無を確認すること。	1 防火対象物又はその部分の用途、構造、規模に応じ設置されていること。 2 防火対象物の構造等によりその部分の延べ面積又は床面積の数値について 3 倍又は 2 倍等の数値が適用されている当該防火対象物の構造等が変更されていないこと。 なお、当該防火対象物の構造等を変更したことにより、3 倍又は 2 倍の数値が適用されなくなった場合には、変更後の構造等に基づいて消防用設備等の設置基準を適用して設置されていること。 3 他の消防用設備等を設置することにより、設置しないこととしたものについては、当該消防用設備等が存すること。
スプリンクラー設備 （則第 4 条の 2 の 6 第 1 項第 7 号、平成 14 年消防庁告示第 12 号第 3 第 3 号、23 号及び 24 号）	1 消防法令の設置に係る基準に従って設置されていることを、消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書の写しにより確認すること。 2 防火対象物の構造等によりその部分の延べ面積又は床面積の数値について、3 倍又は 2 倍等の数値が適用されているもの（令第 12 条第 1 項第 5 号の防火対象物に限る。）又は他の消防用設備等の設置により、設置しないこととしたものについては、その構造等の変更の有無又は当該消防用設備等の設置について確認すること。 3 目視により防火対象物又はその部分にスプリンクラー設備の設置の有無を確認すること。	1 防火対象物又はその部分の用途、構造、規模に応じ設置されていること。 2 防火対象物の構造等によりその部分の延べ面積又は床面積の数値について、3 倍又は 2 倍等の数値が適用されているもの（令第 12 条第 1 項第 5 号の防火対象物に限る。）の構造等が変更されていないこと。 なお、当該防火対象物の構造等を変更したことにより、3 倍又は 2 倍の数値が適用されなくなった場合には、変更後の構造等に基づいて消防用設備等の設置基準を適用して設置されていること。 3 他の消防用設備等を設置することにより、設置しないこととしたものについては、当該消防用設備等が存すること。
水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備及び粉末消火設備 （則第 4 条の 2 の 6 第 1 項第 7 号、平成 14 年消防庁告示第 12 号第 3 第 4 号、23 号及び 24 号）	1 消防法令の設置に係る基準に従って設置されていることを、消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書の写しにより確認すること。 2 他の消防用設備等の設置により、設置しないこととしたものについては、当該消防用設備等の設置について確認すること。 3 目視により防火対象物又はその部分に水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備の設置の有無を確認すること。	1 防火対象物又はその部分の用途、構造、規模に応じ設置されていること。 2 他の消防用設備等を設置することにより、設置しないこととしたものについては、当該消防用設備等が存すること。

点 検 項 目	点 検 方 法	判 定 方 法
屋外消火栓設備 (則第4条の2の6第1項第7号、平成14年消防庁告示第12号第3第5号、23号及び24号)	1 消防法令の設置に係る基準に従って設置されていることを、消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書の写しにより確認すること。 2 他の消防用設備等の設置により、設置しないこととしたものについては、当該消防用設備等の設置について確認すること。 3 目視により建築物に屋外消火栓設備の設置の有無を確認すること。	1 建築物の用途、構造、規模に応じ設置されていること。 2 他の消防用設備等を設置することにより、設置しないこととしたものについては、当該消防用設備等が存すること。
動力消防ポンプ設備 (則第4条の2の6第1項第7号、平成14年消防庁告示第12号第3第6号、23号及び24号)	1 消防法令の設置に係る基準に従って設置されていることを、消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書の写しにより確認すること。 2 他の消防用設備等の設置により、設置しないこととしたものについては、当該消防用設備等の設置について確認すること。 3 目視により防火対象物又はその部分に動力消防ポンプ設備の設置の有無を確認すること。	1 防火対象物又はその部分の用途、構造、規模に応じ設置されていること。 2 他の消防用設備等を設置することにより、設置しないこととしたものについては、当該消防用設備等が存すること。
消防用設備等	自動火災報知設備 (則第4条の2の6第1項第7号、平成14年消防庁告示第12号第3第7号、23号及び24号)	1 防火対象物又はその部分の用途、構造、規模に応じ設置されていること。 2 他の消防用設備等を設置することにより、設置しないこととしたものについては、当該消防用設備等が存すること。
	ガス漏れ火災警報設備 (則第4条の2の6第1項第7号、平成14年消防庁告示第12号第3第8号、23号及び24号)	防火対象物又はその部分の用途、規模に応じ設置されていること。
	漏電火災警報器 (則第4条の2の6第1項第7号、平成14年消防庁告示第12号第3第9号)	防火対象物の用途、構造、規模、契約電流容量に応じ設置されていること。

点 検 項 目	点 検 方 法	判 定 方 法
消防機関へ通報する火災報知設備 (則第4条の2の6第1項第7号、平成14年消防庁告示第12号第3第10号、23号及び24号)	1 消防法令の設置に係る基準に従って設置されていることを、消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書の写しにより確認すること。 2 他の設備の設置により、設置しないこととしたものについては、当該設備の設置について確認すること。 3 目視により防火対象物に消防機関へ通報する火災報知設備の設置の有無を確認すること。	1 防火対象物の用途、規模に応じ設置されていること。 2 消防機関へ常時通報することができる電話を設置したことにより、設置しないこととしたものについては、当該電話が存すること。
非常警報器具、非常警報設備 (則第4条の2の6第1項第7号、平成14年消防庁告示第12号第3第11号)	1 消防法令の設置に係る基準に従って設置されていることを、消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書の写しにより確認すること。 2 他の消防用設備等の設置により、設置しないこととしたものについては、当該消防用設備等の設置について確認すること。 3 目視により防火対象物に非常警報器具又は非常警報設備の設置の有無を確認すること。	1 防火対象物の用途、構造、規模、収容人員に応じ設置されていること。 2 他の消防用設備等を設置することにより、設置しないこととしたものについては、当該消防用設備等が存すること。
避難器具 (則第4条の2の6第1項第7号、平成14年消防庁告示第12号第3第12号)	1 消防法令の設置に係る基準に従って設置されていることを、消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書の写しにより確認すること。 2 防火対象物の状況又は他の設備等の設置により、設置の減免をしたものについては、その状況又は当該設備等の設置について確認すること。 3 目視により防火対象物又はその部分に避難器具の設置の有無を確認すること。	1 防火対象物の階の用途、構造、規模、収容人員に応じ、適応する避難器具が設置されていること。 2 当該防火対象物の位置、構造又は設備の状況により、避難上支障がないと認められるものとして、設置個数を減少又は避難器具を設置しないこととしたものについては、その位置、構造又は設備の状況に変更がないこと。
誘導灯・誘導標識 (則第4条の2の6第1項第7号、平成14年消防庁告示第12号第3第13号)	1 消防法令の設置に係る基準に従って設置されていることを、消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書の写しにより確認すること。 2 防火対象物の状況又は他の消防用設備等の設置により、設置しないこととしたものについては、その状況又は当該設備等の設置について確認すること。 3 目視により防火対象物又はその部分に誘導灯・誘導標識の設置の有無を確認すること。	1 防火対象物又はその部分の用途、構造、規模に応じ設置されていること。 2 当該防火対象物の階のうち、避難が容易であると認められるものとして設置しないこととしたものについては、その状況に変更がないこと。 3 避難口誘導灯又は通路誘導灯を設置することにより、設置しないこととした誘導標識については、当該誘導灯が存すること。
消防用水 (則第4条の2の6第1項第7号、平成14年消防庁告示第12号第3第14号、23号及び24号)	1 消防法令の設置に係る基準に従って設置されていることを、消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書の写しにより確認すること。 2 目視により消防用水の設置の有無を確認すること。	建築物の用途、構造、規模に応じ設置されていること。

点 検 項 目	点 検 方 法	判 定 方 法
排煙設備 （則第 4 条の 2 の 6 第 1 項第 7 号、平成 14 年消防庁告示第 12 号第 3 第 15 号、23 号及び 24 号）	1 消防法令の設置に係る基準に従って設置されていることを、消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書の写しにより確認すること。 2 防火対象物の構造等又は他の消防用設備等の設置により、設置しないこととしたものについては、その状況又は当該消防用設備等の設置について確認すること。 3 目視により防火対象物又はその部分に排煙設備の設置の有無を確認すること。	1 防火対象物又はその部分の用途、構造、規模に応じ設置されていること。 2 当該防火対象物の構造等により、設置しないこととしたものについては、当該構造に変更がないこと。 3 他の消防用設備等を設置することにより、設置しないこととしたものについては、当該消防用設備等が存すること。
連結散水設備 （則第 4 条の 2 の 6 第 1 項第 7 号、平成 14 年消防庁告示第 12 号第 3 第 16 号、23 号及び 24 号）	1 消防法令の設置に係る基準に従って設置されていることを、消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書の写しにより確認すること。 2 防火対象物の要件又は他の消防用設備等の設置により、設置しないこととしたものについては、その要件又は当該消防用設備等の設置について確認すること。 3 目視により防火対象物に連結散水設備の設置の有無を確認すること。	1 防火対象物の用途、規模に応じ設置されていること。 2 他の消防用設備等を設置することにより、設置しないこととしたものについては、当該消防用設備等が存すること。 3 消防活動上支障がないものの要件を満たしている防火対象物の部分については、当該要件が備わっていること。
連結送水管 （則第 4 条の 2 の 6 第 1 項第 7 号、平成 14 年消防庁告示第 12 号第 3 第 17 号、23 号及び 24 号）	1 消防法令の設置に係る基準に従って設置されていることを、消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書の写しにより確認すること。 2 目視により防火対象物に連結送水管の設置の有無を確認すること。	防火対象物の用途、規模に応じ設置されていること。
非常コンセント設備 （則第 4 条の 2 の 6 第 1 項第 7 号、平成 14 年消防庁告示第 12 号第 3 第 18 号、23 号及び 24 号）	1 消防法令の設置に係る基準に従って設置されていることを、消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書の写しにより確認すること。 2 目視により防火対象物に非常コンセント設備の設置の有無を確認すること。	防火対象物の用途、規模に応じ設置されていること。
無線通信補助設備 （則第 4 条の 2 の 6 第 1 項第 7 号、平成 14 年消防庁告示第 12 号第 3 第 19 号、23 号及び 24 号）	1 消防法令の設置に係る基準に従って設置されていることを、消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書の写しにより確認すること。 2 目視により防火対象物に無線通信補助設備の設置の有無を確認すること。	防火対象物の用途、規模に応じ設置されていること。

消防用設備等

点 検 項 目		点 検 方 法	判 定 方 法
	令第29条の4第1項の必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等 (則第4条の2の6第1項第7号、平成14年消防庁告示第12号第3第20号)	1 消防法令の設置に係る基準に従って設置されていることを、消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書の写しにより確認すること。 2 目視により防火対象物に令第29条の4第1項の必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の設置の有無を確認すること。	防火対象物の用途、規模に応じ必要とされる防火安全性能を有すると認められた状況で設置されていること。
	令第32条の適用 (則第4条の2の6第1項第7号、平成14年消防庁告示第12号第3第21号)	1 防火対象物の位置、構造又は設備の状況から令第32条の規定を適用された消防用設備等については、消防用設備等特例適用申請書の写しにより、防火対象物の位置、構造又は設備の状況について確認すること。 2 消防法施行令の一部を改正する政令(平成16年政令第19号)附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされている特殊の消防用設備等その他の設備については、消防用設備等特例適用申請書の写しにより、当該特例が認められた特殊の消防用設備等又はその他の設備の設置について確認すること。	1 消防用設備等特例適用申請書の写しにより、当該特例が認められた防火対象物の位置、構造又は設備の状況に変更がないこと及び適用された消防用設備等の基準により当該設備等が設置されていること。 2 消防用設備等特例適用申請書の写しにより、当該特例が認められた特殊の消防用設備等その他の設備が設置されていること。
特殊消防用設備等	法第17条第3項の特殊消防用設備等 (則第4条の2の6第1項第7号、平成14年消防庁告示第12号第3第22号)	1 総務大臣の認定を受けた特殊消防用設備等が、設備等設置維持計画に従って設置されていることを、特殊消防用設備等設置届出書の写しにより確認すること。 2 目視により防火対象物に特殊消防用設備等の設置の有無を確認すること。	法第17条第3項が適用されている防火対象物は、特殊消防用設備等が設置されていること。
消防用設備等又は特殊消防用設備等	設置の届出 (則第4条の2の6第1項第8号)	消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書の写しにより確認すること。	消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書及び消防用設備等試験結果報告書又は特殊消防用設備等試験結果報告書が消防長又は消防署長に出されていること。
	消防機関の検査 (則第4条の2の6第1項第8号)	消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証により確認すること。	消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書に基づき、消防機関が当該消防用設備等又は特殊消防用設備等が設備等技術基準又は設備等設置維持計画に適合していると認めた消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証が交付されていること。

第6 火を使用する設備の位置、構造及び管理等（市町村長の定める基準）

1 留意事項

- (1) 条例で定められた火を使用する設備等の位置、構造及び管理、火を使用する器具等の取扱いその他火の使用に関する制限等の基準に適合していないと認められる場合は、立会者に基準に適合するよう助言するとともに、その内容を点検票の「状況及び措置内容」の欄に記入すること。
- (2) 条例第57条各号に規定する火を使用する設備等を設置している場合は、条例第13条第1項に規定する各届出書の写しによりその内容を確認すること。
 - ア 火を使用する設備等の設置（変更）届出書
 - イ 燃料電池発電設備設置（変更）届出書
 - ウ 放電加工機の設置（変更）届出書
 - エ 電気設備設置（変更）届出書
 - オ 水素ガスを充てんする気球の設置届出書

2 点検方法等

点 検 項 目		点 検 方 法	判 定 方 法
火を使用する設備器具等	炉 (則第4条の2の6第1項第9号、条例第3条)	炉の位置及び管理の状況について、目視及び関係のある者からの聴取により確認すること。	1 建築物等及び可燃性の物品までの火災予防上安全な距離として、当該炉の種類に応じた距離が保たれていること。 2 炉に面する床、壁、天井（天井のない場合にあっては、屋根。以下同じ。）等の部分に炭化状態が見られないこと。 3 階段、避難口等の付近で避難の支障となる位置に設けていないこと。 4 可燃物が落下し、又は接触するおそれのない位置に設けていること。 5 炉及びその附属設備の周囲は、常に整理及び清掃が行なわれ、燃料その他の可燃物をみだりに放置していないこと。 6 炉及びその附属設備に破損、亀裂及び燃料漏れがないこと。
	厨房設備 (則第4条の2の6第1項第9号、条例第3条の2)	周囲の可燃性の物品等の状況 厨房設備及び当該設備に付属する設備の周囲の可燃性の物品等の状況について、目視により確認すること。	1 建築物等及び可燃性の物品（装飾品を含む）までの火災予防上安全な距離として、当該厨房設備の種類に応じた距離が保たれていること。 2 天蓋及び排気ダクトは可燃性の部分（装飾品を含む）から10cm以上離れている（金属以外の特定不燃材料で有効に被覆されているものを除く。）こと。
火を使用する設備器具等	天蓋その他のグリス除去装置等の清掃状況等	天蓋その他のグリス除去装置等の清掃状況等について、目視及び関係のある者からの聴取により確認すること。	1 天蓋及び天蓋と接続する排気ダクト内が火災予防上適切な状況に清掃されていること。 2 油脂を含む蒸気が発生するおそれのある厨房設備の天蓋及びグリス除去装置等に著しく油脂が付着しているなど、火災予防上支障となっていないこと。
	フライヤー等の自動停止装置等	フライヤー等の自動停止装置等について、目視及び関係のある者からの聴取により確認すること。	フライヤー等は、調理油の温度が過度に上昇した場合に自動的に燃焼又は熱源を停止する装置等が設けられていること。

点 検 項 目			点 検 方 法	判 定 方 法
		上記以外の位置及び管理	厨房設備の本体の位置及び清掃等の維持管理状況について、目視及び関係のある者からの聴取により確認すること。	1 厨房設備に面する床、壁、天井等の部分に炭化状態が見られないこと。 2 階段、避難口等の付近で避難の支障となる位置に設けていないこと。 3 可燃物が落下し、又は接触するおそれのない位置に設けていること。 4 厨房設備及びその附属設備の周囲は、常に整理及び清掃が行なわれ、燃料その他の可燃物をみだりに放置していないこと。 5 厨房設備及びその附属設備に破損、亀裂及び燃料漏れがないこと。
	ボイラー (則第4条の2の6第1項第9号、条例第4条)		「炉」の点検方法を準用すること。この場合において「炉」とあるのは「ボイラー」と読み替えるものとする。	「炉」の判定方法を準用すること。この場合において「炉」とあるのは「ボイラー」と読み替えるものとする。
	ストーブ (則第4条の2の6第1項第9号、条例第5条)		「炉」の点検方法を準用すること。この場合において「炉」とあるのは「ストーブ(移動式のものを除く)」と読み替えるものとする。	「炉」の判定方法を準用すること。この場合において「炉」とあるのは「ストーブ(移動式のものを除く)」と読み替えるものとする。
	壁付暖炉 (則第4条の2の6第1項第9号、条例第6条)		「炉」の点検方法を準用すること。この場合において「炉」とあるのは「壁付暖炉」と読み替えるものとする。	「炉」の判定方法(1を除く)を準用すること。この場合において「炉」とあるのは「壁付暖炉」と読み替えるものとする。
	温風暖房機 (則第4条の2の6第1項第9号、条例第6条の2)		「炉」の点検方法を準用すること。この場合において「炉」とあるのは「温風暖房機」と読み替えるものとする。	「炉」の判定方法を準用すること。この場合において「炉」とあるのは「温風暖房機」と読み替えるものとする。
	ヒートポンプ冷暖房機 (則第4条の2の6第1項第9号、条例第6条の3)		「炉」の点検方法を準用すること。この場合において「炉」とあるのは「ヒートポンプ冷暖房機の内燃機関」と読み替えるものとする。	「炉」の判定方法を準用すること。この場合において「炉」とあるのは「ヒートポンプ冷暖房機の内燃機関」と読み替えるものとする。
	乾燥設備 (則第4条の2の6第1項第9号、条例第7条)		「炉」の点検方法を準用すること。この場合において「炉」とあるのは「乾燥設備」と読み替えるものとする。	「炉」の判定方法を準用すること。この場合において「炉」とあるのは「乾燥設備」と読み替えるものとする。
火を使用する設備等	サウナ設備 (則第4条の2の6第1項第9号、条例第7条の2)		「炉」の点検方法を準用すること。この場合において「炉」とあるのは「サウナ設備」と読み替えるものとする。	1 「炉」の判定方法を準用すること。この場合において「炉」とあるのは「サウナ設備」と読み替えるものとする。 2 サウナ設備を設ける室の出入口等の見やすい位置に、条例第7条の2第2項の規定に基づく標識を掲示していること。
	簡易湯沸設備 (則第4条の2の6第1項第9号、条例第8条)		「炉」の点検方法を準用すること。この場合において「炉」とあるのは「簡易湯沸設備」と読み替えるものとする。	「炉」の判定方法を準用すること。この場合において「炉」とあるのは「簡易湯沸設備」と読み替えるものとする。
	給湯湯沸設備 (則第4条の2の6第1項第9号、条例第8条の2)		「炉」の点検方法を準用すること。この場合において「炉」とあるのは「給湯湯沸設備」と読み替えるものとする。	「炉」の判定方法を準用すること。この場合において「炉」とあるのは「給湯湯沸設備」と読み替えるものとする。

点 検 項 目	点 検 方 法	判 定 方 法
燃料電池発電設備 (則第4条の2の6第1項第9号、条例第8条の3)	「炉」の点検方法を準用すること。この場合において「炉」とあるのは「燃料電池発電設備」と読み替えるものとする。	「炉」の判定方法を準用すること。この場合において「炉」とあるのは「燃料電池発電設備」と読み替えるものとする。
ふろがま (則第4条の2の6第1項第9号、条例第9条)	「炉」の点検方法を準用すること。この場合において「炉」とあるのは「ふろがま」と読み替えるものとする。	「炉」の判定方法を準用すること。この場合において「炉」とあるのは「ふろがま」と読み替えるものとする。
火花を生ずる設備 (則第4条の2の6第1項第9号、条例第10条)	「炉」の点検方法を準用すること。この場合において「炉」とあるのは「火花を生ずる設備」と読み替えるものとする。	火花を生ずる設備のある室内においては、常に整理及び清掃が行われ、みだりに火気を使用していないこと。
放電加工機 (則第4条の2の6第1項第9号、条例第10条の2)	「炉」の点検方法を準用すること。この場合において「炉」とあるのは「放電加工機」と読み替えるものとする。	1 引火点70度未満の加工液を使用していないこと。 2 放電加工機のある室内においては、常に整理及び清掃がなされ、みだりに火気を使用していないこと。
変電設備 (則第4条の2の6第1項第9号、条例第11条)	1 変電設備の位置及び管理の状況について、関係のある者からの聴取及び目視により確認すること。 2 設備の各部分の点検及び絶縁抵抗等の測定試験の結果について、条例第4条の2に定める点検・試験結果記録表(他の法令の規定による点検等の記録で記載事項が確認できる場合は、当該記録による。)により確認すること。	1 見やすい箇所に、条例第11条第1項第5号の規定に基づく標識を設けていること。 2 変電設備本体に変形、損傷等がないこと。 3 変電設備の周囲は、常に整理及び清掃が行われ、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置していないこと。
急速充電設備 (則第4条の2の6第1項第9号、条例第11の2)	「変電設備」の点検方法を準用すること。この場合において「変電設備」とあるのは「急速充電設備」と読み替えるものとする。	「変電設備」の判定方法を準用すること。この場合において「変電設備」とあるのは「急速充電設備」と読み替えるものとする。
内燃機関を原動力とする発電設備 (則第4条の2の6第1項第9号、条例第12条)	「変電設備」の点検方法を準用すること。この場合において「変電設備」とあるのは「内燃機関を原動力とする発電設備」と読み替えるものとする。	「変電設備」の判定方法を準用すること。この場合において「変電設備」とあるのは「内燃機関を原動力とする発電設備」と読み替えるものとする。
蓄電池設備 (則第4条の2の6第1項第9号、条例第13条)	「変電設備」の点検方法を準用すること。この場合において「変電設備」とあるのは「蓄電池設備」と読み替えるものとする。	「変電設備」の判定方法を準用すること。この場合において「変電設備」とあるのは「蓄電池設備」と読み替えるものとする。
火を使用する設備器具等	ネオン管灯設備 (則第4条の2の6第1項第9号、条例第14条)	1 ネオン管灯設備について、外形上著しい変形、損傷等がないこと。 2 可燃物との接触がないこと。
	舞台装置等の電気設備 (則第4条の2の6第1項第9号、条例第15条)	「変電設備」の判定方法(1を除く)を準用すること。この場合において「変電設備」とあるのは「舞台装置等の電気設備」と読み替えるものとする。

点 検 項 目		点 検 方 法	判 定 方 法
避雷設備 (則第4条の2の6第1項第9号、条例第16条)		「変電設備」の点検方法を準用すること。 この場合において「変電設備」とあるのは「避雷設備」と読み替えるものとする。	「ネオン管灯設備」の判定方法(2を除く)を準用すること。この場合において「ネオン管灯設備」とあるのは「避雷設備」と読み替えるものとする。
水素ガスを充てんする気球 (則第4条の2の6第1項第9号、条例第17条)		水素ガスを充てんする気球の位置及び管理の状況について、関係のある者からの聴取及び目視により確認すること。	水素ガスを充てんする気球を掲揚又はけい留する場所には、さく等を設け、かつ、条例第17条第3号及び第4号の規定に基づく標識を標示していること。
液体燃料を使用する器具 (則第4条の2の6第1項第9号、条例第18条)		液体燃料を使用する器具の取扱いの状況について、関係のある者からの聴取及び目視により確認すること。	1 建築物等及び可燃性の物品までの火災予防上安全な距離として、当該器具の種類に応じた距離が保たれていること。 2 器具に面する床、壁、天井等の部分に、炭化状態が見られないこと。 3 地震動等により可燃物が落下し、又は接触するおそれのない場所で使用していること。 4 避難上の障害とならない場所で使用していること。 5 地震動等により容易に転倒又は落下するおそれのないよう安定した状態で使用していること。 6 故障し、又は破損したものを使用していないこと。 7 本来の使用目的以外に使用していないこと。 8 器具の周囲は、常に整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物を放置していないこと。 9 燃料配管に使用する可燃性ホースは、器具との接続部分をホースバンド等で締めつけるとともに、器具に応じた適正な長さとし、かつ、屋外の配管としては使用していないこと。 10 不燃性の床上又は台上で使用していること。

点 検 項 目		点 検 方 法	判 定 方 法
火を使用する設備器具等	固体燃料を使用する器具 (則第4条の2の6第1項第9号、条例第19条)	「液体燃料を使用する器具」の点検方法を準用すること。この場合において「液体燃料を使用する器具」とあるのは「固体燃料を使用する器具」と読み替えるものとする。	1 「液体燃料を使用する器具」の判定方法(9及び10を除く)を準用すること。 2 火鉢にあつては、底部に、しゃ熱のための空間を設け、又は砂等を入れて使用していること。 3 置こたつにあつては、火入容器を金属以外の特定不燃材料で造った台上に置いて使用していること。
	気体燃料を使用する器具 (則第4条の2の6第1項第9号、条例第20条)	「液体燃料を使用する器具」の点検方法を準用すること。この場合において「液体燃料を使用する器具」とあるのは「気体燃料を使用する器具」と読み替えるものとする。	「液体燃料を使用する器具」の判定方法(10を除く)を準用すること。
	電気を熱源とする器具 (則第4条の2の6第1項第9号、条例第21条)	「液体燃料を使用する器具」の点検方法を準用すること。この場合において「液体燃料を使用する器具」とあるのは「電気を熱源とする器具」と読み替えるものとする。	1 建築物等及び可燃性の物品までの火災予防上安全な距離として、当該器具の種類に応じた距離が保たれていること。 2 1のほか、「液体燃料を使用する器具」の判定方法(1、9及び10を除く)を準用すること。この場合において「液体燃料を使用する器具」とあるのは「電気を熱源とする器具」と読み替えるものとする。 なお、器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具にあつては、「液体燃料を使用する器具」の6及び7によること。
	条例第22条の2の適用 (則第4条の2の6第1項第9号、条例第22条の2)	条例第22条の2の規定を適用された火を使用する設備又は器具及びその使用に際し火災の発生のおそれのある設備又は器具について、火災予防規程第73条に規定する基準の特例適用申請書の写しにより、その状況を確認すること。	火を使用する設備又は器具及びその使用に際し火災の発生のおそれのある設備又は器具について、消防総監又は消防署長が基準の特例を認めた状況で設置及び管理されていること。

第7 火の使用の制限等（市町村長の定める基準）

1 留意事項

条例第23条第1項ただし書きの規定に基づき、消防署長が、消防総監が定める基準に適合していると認められたものについては、条例第8条に規定する禁止行為の解除承認申請書等により、その状態を確認すること。

2 点検方法等

点 検 項 目	点 検 方 法	判 定 方 法
喫煙等 (則第4条の2の6第1項第9号、条例第23条)	1 条例第23条第1項に掲げる場所で消防総監が指定するもの（以下「指定場所」という。）において、関係のある者からの聴取及び目視により、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品の持ち込み（以下「禁止行為」という。）を行っていないか確認すること。 2 指定場所で禁止行為を行っている場合は、条例第23条第1項ただし書きに規定する禁止行為の解除承認を受けているか確認すること。 3 指定場所には、標識を設置しているか確認すること。 4 指定場所を有する防火対象物は、次の事項について確認すること。 (1) 防火対象物内での喫煙を禁止する場合 定期的な巡視その他の消防総監が火災予防上必要と認める措置 (2) 前(1)に掲げる場合以外の場合 指定場所以外の場所における適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該場所が喫煙所である旨の標識の設置	1 指定場所において、禁止行為が行われていないこと。 2 指定場所で禁止行為を行っている場合は、禁止行為解除承認証が交付されていること。また、解除承認された行為が、解除承認内容に適合していること。 3 指定場所には、条例第23条第2項の規定に基づく標識を設置していること。 4 条例第23条第3項に規定する必要な措置は次によること。 (1) 防火対象物内で喫煙を禁止する場合 条例第23条第1項ただし書に規定する消防総監が定める基準及び同条第3項第1号に規定する消防総監が火災予防上必要と認める措置（平成16年6月東京消防庁告示第7号）に基づき、喫煙を禁止する旨の標識の設置、定期的な館内巡視、全面的に禁煙である旨の定期的な館内一斉放送、その他火災予防上必要と認める措置等を実施していること。 (2) 適当な吸殻容器を設け、喫煙所を設置する場合 避難上支障とならない場所への設置、周囲の可燃物から必要な距離の確保及び当該箇所が喫煙所である旨の標識を設置していること。
がん具用煙火 (則第4条の2の6第1項第9号、条例第26条)	火薬類取締法施行規則(昭和25年通商産業省令第88号)第91条第2号で定める数量の5分の1以上同号で定める数量以下のがん具用煙火を貯蔵し、又は取り扱っている場合は、関係のある者からの聴取及び目視により、貯蔵又は取扱いの状況を確認すること。	1 炎、火花又は高温体との接近及び直射日光を避けて、がん具用煙火を貯蔵し、又は取り扱っていること。 2 がん具用煙火を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、ふたのある不燃性の容器に入れるか、又は防火処理を施した覆いをしていること。

点 検 項 目	点 検 方 法	判 定 方 法
化学実験等 (則第4条の2の6第1項 第9号、条例第27条)	火災の発生のおそれのある化学実験その他の操作を行っている場合は、関係のある者からの聴取及び目視により、火災予防上有効な措置がとられているか確認すること。	1 化学実験室内に引火性又は爆発危険のある化学薬品等を貯蔵している場合は、混触による発火危険性を考慮した分別貯蔵等を行っていること。 2 化学薬品等の貯蔵容器は、地震動等による転倒、転落又は破損を防止するため、有効な柵、滑り止め等が設けられていること。 3 火災の発生のおそれのある化学実験その他の操作を行っている場合は、条例に定める有効な措置を講じていること。
溶接作業等 (則第4条の2の6第1項 第9号、条例第28条)	1 溶接作業等その他の火花を発生し、又は発炎を伴う作業を行っている場合は、関係のある者からの聴取及び目視により、火災の発生を防止する措置を講じているか確認すること。 2 消防計画等に作業等の安全対策が樹立されているか確認すること。	溶接作業等その他の火花を発生し、又は火災を伴う作業を行っている場合は、次に掲げる措置を講じているかを目視又は関係者からの聴取により確認する。 1 消火の準備を行っているか。 2 火災の発生を防止する措置として次のような措置を講じているか。 (1) 湿砂の散布、散水、不燃材料による遮熱又は難燃性を有するシートによる遮へい (2) 可燃性物品の除去 (3) 作業中の監視及び作業後の点検 (4) その他、それぞれの作業に応じた火災予防上有効と認められる措置

第8 少量危険物等（市町村長の定める基準）

1 留意事項

- (1) 条例に規定する指定数量未満の危険物又は指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準に適合していないと認められる場合は、立会者に基準に適合するよう助言するとともに、その内容を点検票の「状況及び措置内容」の欄に記入すること。
- (2) 条例第58条第1項に規定するものにあつては、条例第14条第1項に規定する少量危険物又は指定可燃物の貯蔵・取扱届出書の写しにより、その内容を確認すること。
- (3) 地下タンクからの指定数量未満の危険物又は指定可燃物等の漏れの有無は、漏洩検査管等により確認すること。

2 点検方法等（少量危険物等）

点 検 項 目		点 検 方 法	判 定 方 法
少量危険物等	指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱い (則第4条の2の6第1項9号、条例第30条)	1 危険物の貯蔵及び取扱いの数量について、関係のある者からの聴取及び目視により確認すること。 2 みだりに火気を使用していないか関係のある者からの聴取及び目視により確認すること。 3 危険物の容器は、破損又は栓等が離脱していないか目視により確認すること。 4 危険物を収納した容器を貯蔵する場合は、地震動等による容器の転倒若しくは転落又は他の落下物により損傷を受けないよう必要な措置を講じていることを関係のある者からの聴取及び目視により確認すること。 5 危険物が漏れ、あふれ又は飛散していないか目視により確認すること。 6 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に、整理及び清掃が行われていることを関係のある者からの聴取及び目視により確認すること。	1 指定数量以上の危険物を貯蔵又は取扱いしていないこと。 2 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、みだりに火気を使用していないこと。 3 危険物の容器は、破損又は栓等が離脱していないこと。 4 危険物を収納した容器を貯蔵している場合は、地震動等による容器の転倒、転落又は破損を防止するため、有効な柵、滑り止め等が設けられているとともに、他の物品が容易に落下するおそれのない場所に貯蔵していること。 5 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、当該危険物が漏れ、あふれ、又は飛散していないこと。 6 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、整理及び清掃が行われていること。
	少量危険物貯蔵取扱所の位置・構造及び設備 (則第4条の2の6第1項第9号、条例第31条、条例第32条)	1 危険物の性質に応じた適正な温度、湿度又は圧力を保つように貯蔵し、又は取り扱っているか関係のある者からの聴取及び目視により確認すること。 2 条例第31条第1項第4号ハ又は二に規定する容器には、表示を設けているか目視により確認すること。	1 設置している計器類（温度計、湿度計、圧力計等）が機能していること。 2 条例第31条第1項第4号ハ又は二に規定する容器には、同号の規定に基づく表示を設けていること。

点 検 項 目		点 検 方 法	判 定 方 法
	百貨店等及び地下街における危険物の貯蔵及び取扱い (則第4条の2の6第1項第9号、条例第31条の4)	条例第31条の4第1項に規定するものの出入口の付近、階段の直下及びその付近並びに消防総監が火災予防上又は避難上特に必要と認めて指定した場所において、指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱っていないことを、関係のある者からの聴取及び目視により確認すること。(危規則第44条第2項から第5項までに定めるものを貯蔵し、又は取り扱っている場合は除く。)	条則第10条の15に規定するものの出入口の付近、階段の直下及びその付近並びに施行規程第8条に規定する場所において、指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱っていないこと。(危規則第44条第2項から第5項までに定めるものを貯蔵し、又は取り扱っている場合は除く。)
	少量危険物貯蔵取扱所の位置、構造及び設備 (則第4条の2の6第1項第9号、条例第31条の2、条例第32条)	1 少量危険物貯蔵取扱所について、条例第58条第1項に規定する少量危険物貯蔵取扱所設置(変更)届出書から変更がされていないか関係のある者からの聴取及び目視により確認すること。 2 少量危険物貯蔵取扱所には、標識及び掲示板を設けているか目視により確認すること。 3 タンク(地下タンクは除く。)の外面にさびがないか目視により確認すること 4 流出を防止するための措置について目視により確認すること。 5 通気管の引火防止装置に損傷、目詰まり、腐食がないか目視により確認すること。(引火点が40℃以上の危険物を除く。) 6 配管に腐食及び損傷がないか目視により確認すること。 なお、埋設配管の場合にあっては、点検箱内の配管接合部分の状況を目視により確認すること。	1 少量危険物貯蔵取扱所には、条例第31条の2第1項の規定に基づく標識及び掲示板を設けていること。 2 タンクに著しいさびがないこと。 3 タンク等の流出を防止するための措置に著しい破損、亀裂等がないこと。 4 通気管の引火防止装置に目詰まり、著しい損傷及び腐食がないこと。 5 配管に著しい腐食及び損傷がないこと。

点 検 項 目			点 検 方 法	判 定 方 法
少量危険物等	指定可燃物の貯蔵及び取扱い	可燃性固体類等の貯蔵及び取扱い (則第4条の2の6第1項第9号、条例第33条第1項、第2項)	1 みだりに火気を使用していないか関係のある者からの聴取及び目視により確認すること。 2 可燃性固体類等を容器に収納して貯蔵し、又は取り扱うときは、その容器の栓の離脱、破損がないか目視により確認すること。 3 可燃性固体類等を収納した容器を貯蔵する場合は、地震動等による容器の転倒若しくは転落又は他の落下物により損傷を受けないよう必要な措置を講じていることを関係のある者の聴取及び目視により確認すること。 4 可燃性固体類等が漏れ、あられ又は飛散していないか目視により確認すること。 5 可燃性固体類等を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に、整理及び清掃が行われていることを関係のある者からの聴取及び目視により確認すること。 6 可燃性固体類等の性質に応じた適正な温度、湿度又は圧力を保つように貯蔵し、又は取り扱っているか関係のある者からの聴取及び目視により確認すること。 7 条例第33条第1項第2号又は第3号に規定する容器には、表示を設けているか目視により確認すること。	1 みだりに火気を使用していないこと。 2 容器の栓の離脱、破損がないこと。 3 可燃性固体類等を収納した容器を貯蔵している場合は、地震動等による容器の転倒、転落又は破損を防止するため、有効な柵、滑り止め等が設けられているとともに、他の物品が容易に落下するおそれのない場所に貯蔵していること。 4 可燃性固体類等が漏れ、あられ又は飛散していないこと。 5 可燃性固体類等を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、整理及び清掃が行われていること。 6 設置している計器類(温度計、湿度計、圧力計等)が機能していること。 7 条例第33条第1項第2号又は第3号に規定する容器には、同号の規定に基づく表示を設けていること。
		綿花類等の貯蔵及び取扱い (則第4条の2の6第1項第9号、条例第33条第3項)	1 みだりに火気を使用していないか関係のある者からの聴取及び目視により確認すること。 2 炎、火花又は高温体との接近がないこと。 3 地震動等により、容易に崩れ、転倒し、落下し、又は飛散しないよう必要な措置を講じていることを関係のある者の聴取及び目視により確認すること。 4 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に、整理及び清掃が行われていることを関係のある者からの聴取及び目視により確認すること。 5 綿花類等の性質に応じた適正な温度、湿度又は圧力を保つように貯蔵し、又は取り扱っているか関係のある者からの聴取及び目視により確認すること。	1 みだりに火気を使用していないこと。 2 炎、火花又は高温体との接近を避けていること。 3 地震動等により、容易に崩れ、転倒し、落下し、又は飛散しないよう必要な措置を講じていること。 4 綿花類を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、整理及び清掃が行われていること。 5 設置している計器類(温度計、湿度計、圧力計等)が機能していること。

点 検 項 目		点 検 方 法	判 定 方 法
少量危険物等	指定可燃物貯蔵取扱所の位置・構造及び設備	可燃性固体類等の指定可燃物貯蔵取扱所の位置、構造及び設備 (則第 4 条の 2 の 6 第 1 項第 9 号、条例第 34 条) 1 可燃性固体類等の指定可燃物貯蔵取扱所について、条例第 58 条第 1 項に規定する指定可燃物貯蔵取扱所設置(変更)届出書から変更がされていないか関係のある者からの聴取及び目視により確認すること。 2 可燃性固体類等の指定可燃物貯蔵取扱所には、標識及び掲示板を設けているか目視により確認すること。 3 タンク(地下タンクは除く。)の外面にさびがないか目視により確認すること。 4 流出を防止するための措置について目視により確認すること。 5 配管に腐食及び損傷がないか目視により確認すること。 なお、埋設配管の場合にあっては、点検箱内の配管接合部分の状況を目視により確認する。	1 可燃性固体類等の指定可燃物貯蔵取扱所には、条例第 34 条第 1 項第 1 号の規定に基づく標識及び掲示板を設けていること。 2 タンクに著しいさびがないこと。 3 タンク等の流出を防止するための措置に著しい破損、亀裂等がないこと。 4 配管に著しい腐食及び損傷がないこと。
	綿花類等の指定可燃物貯蔵取扱所の位置、構造及び設備 (則第 4 条の 2 の 6 第 1 項第 9 号、条例第 34 条の 2)	1 綿花類等の指定可燃物貯蔵取扱所について、条例第 58 条第 1 項に規定する指定可燃物貯蔵取扱所設置(変更)届出書から変更がされていないか関係のある者からの聴取及び目視により確認すること。 2 綿花類等の指定可燃物貯蔵取扱所には、標識及び掲示板を設けているか目視により確認すること。 3 集積単位相互間の距離が保たれているか目視により確認すること。	1 綿花類等の指定可燃物貯蔵取扱所には、条例第 34 条の 2 第 4 項の規定に基づく標識及び掲示板を設けていること。 2 条例第 34 の 2 第 1 項の規定に基づき、集積単位相互間の距離を保っていること。
	指定可燃物の保安計画の作成等 (則第 4 条の 2 の 6 第 1 項第 9 号、条例第 34 条の 3)	条例第 34 条の 3 の適用を受ける指定可燃物貯蔵取扱所において、当該貯蔵取扱所の火災の危険要因に応じた保安に関する計画が作成され、有効な措置が講じられているか関係のある者から確認すること。	条例第 34 条の 3 の適用を受ける指定可燃物貯蔵取扱所において、火災の危険要因に応じた保安に関する計画が作成され、有効な措置が講じられていること。
	基準の特例適用 (則第 4 条の 2 の 6 第 1 項第 9 号、条例第 34 条の 4)	条例第 34 条の 4 の規定を適用された指定数量未満の危険物及び指定可燃物について、基準の特例が認められた状況を、関係ある者からの聴取及び目視により確認すること。	指定数量未満の危険物及び指定可燃物について、消防総監が基準の特例を認めた状況で設置及び管理されていること。

第9 消防用設備等（市町村長の定める基準）

1 留意事項

前第5、1を準用すること。この場合において「令32条」とあるのは「条例第47条」と読み替えるものとする。

2 点検方法等

点 検 項 目		点 検 方 法	判 定 方 法
消防用設備等	消火器具 （則第4条の2の6第1項第9号、条例第36条第1項及び第2項）	前第5、2「消火器・簡易消火用具」の点検方法を準用すること。この場合において「消防法令」とあるのは「条例」と読み替えるものとする。	前第5、2「消火器・簡易消火用具」の判定方法を準用すること。この場合において「消防法令」とあるのは「条例」と読み替えるものとする。
	大型消火器 （則第4条の2の6第1項第9号、条例第37条第1項）	前第5、2「消火器・簡易消火用具」の点検方法を準用すること。この場合において「消防法令」とあるのは「条例」と読み替えるものとする。	前第5、2「消火器・簡易消火用具」の判定方法を準用すること。この場合において「消防法令」とあるのは「条例」と読み替えるものとする。
消防用設備等	屋内消火栓設備 （則第4条の2の6第1項第9号、条例第38条第1項）	前第5、2「屋内消火栓設備」の点検方法を準用すること。この場合において「消防法令」とあるのは「条例」と読み替えるものとする。	前第5、2「屋内消火栓設備」の判定方法を準用すること。この場合において「消防法令」とあるのは「条例」と読み替えるものとする。
	スプリンクラー設備 （則第4条の2の6第1項第9号、条例第39条第1項）	前第5、2「スプリンクラー設備」の点検方法（2を除く）を準用すること。この場合において「消防法令」とあるのは「条例」と読み替えるものとする。	前第5、2「スプリンクラー設備」の判定方法（2を除く）を準用すること。この場合において「消防法令」とあるのは「条例」と読み替えるものとする。
	水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備及び粉末消火設備 （則第4条の2の6第1項第9号、条例第40条第1項）	前第5、2「水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備及び粉末消火設備」の点検方法（2を除く）を準用すること。	前第5、2「水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備及び粉末消火設備」の判定方法（2を除く）を準用すること。
	動力消防ポンプ設備 （則第4条の2の6第1項第9号、条例第40条の2第1項）	前第5、2「動力消防ポンプ設備」の点検方法を準用すること。この場合において「消防法令」とあるのは「条例」と読み替えるものとする。	前第5、2「動力消防ポンプ設備」の判定方法を準用すること。この場合において「消防法令」とあるのは「条例」と読み替えるものとする。
	自動火災報知設備 （則第4条の2の6第1項第9号、条例第41条第1項）	前第5、2「自動火災報知設備」の点検方法を準用すること。この場合において「消防法令」とあるのは「条例」と読み替えるものとする。	前第5、2「自動火災報知設備」の判定方法を準用すること。この場合において「消防法令」とあるのは「条例」と読み替えるものとする。

点 検 項 目		点 検 方 法	判 定 方 法
	非常警報設備 (則第4条の2の 6第1項第9号、 条例第43条の2 第1項)	前第5、2「非常警報設備」の点検方法を準用すること。この場合において「消防法令」とあるのは「条例」と読み替えるものとする。	前第5、2「非常警報設備」の判定方法を準用すること。この場合において「消防法令」とあるのは「条例」と読み替えるものとする。
	避難器具 (則第4条の2の 6第1項第9号、 条例第44条第1 項)	前第5、2「避難器具」の点検方法を準用すること。この場合において「消防法令」とあるのは「条例」と読み替えるものとする。	前第5、2「避難器具」の判定方法を準用すること。この場合において「消防法令」とあるのは「条例」と読み替えるものとする。
消防用設備等	誘導灯・誘導標識 (則第4条の2の 6第1項第9号、 条例第45条第1 項、第2項)	前第5、2「誘導灯・誘導標識」の点検方法を準用すること。この場合において「消防法令」とあるのは「条例」と読み替えるものとする。	前第5、2「誘導灯・誘導標識」の判定方法を準用すること。この場合において「消防法令」とあるのは「条例」と読み替えるものとする。
	排煙設備 (則第4条の2の 6第1項第9号、 条例第45条の2 第1項)	前第5、2「排煙設備」の点検方法(2を除く)を準用すること。この場合において「消防法令」とあるのは「条例」と読み替えるものとする。	前第5、2「排煙設備」の判定方法(2及び3を除く)を準用すること。
	連結送水管 (則第4条の2の 6第1項第9号条 例第46条第1 項、)	前第5、2「連結送水管」の点検方法を準用すること。 この場合において「消防法令」とあるのは「条例」と読み替えるものとする。	前第5、2「連結送水管」の判定方法を準用すること。
	非常コンセント設備 (則第4条の2の 6第1項第9号、 条例第46条の2 第1項)	前第5、2「非常コンセント設備」の点検方法を準用すること。この場合において「消防法令」とあるのは「条例」と読み替えるものとする。	前第5、2「非常コンセント設備」の判定方法を準用すること。
	無線通信補助設備 (則第4条の2の 6第1項第9号、 条例第46条の3 第1項)	前第5、2「無線通信補助設備」の点検方法を準用すること。この場合において「消防法令」とあるのは「条例」と読み替えるものとする。	前第5、2「無線通信補助設備」の判定方法を準用すること。
	条例第47条の適用 (則第4条の2の 6第1項第9号、 条例第47条)	前第5、2「令第32条の適用」の点検方法を準用すること。この場合において「令第32条」とあるのは「条例第47条」と読み替えるものとする。	前第5、2「令第32条の適用」の判定方法を準用すること。